

人権

言葉と差別について

不思議な言葉が、人の心を痛め、死に至らしめる
 こともあります。

◎ つつしまなければならぬ言葉

- ・ 片手おち
- ・ 舌たらず

△ △ △ のくせに

◎ 子どもに言つてはいけない言葉

- ・ あなた、何をして、遅いのね？
- ・ お兄ちゃんは何点？
- ・ △△君に負けたらだめよ
- ・ △△ちゃんは何点？
- ・ あなたは？
- ・ うるさいわね、今、うそがしいのよ。

このように例を少しだけあげましたが、言葉自身に差別性はありません。

使う場面により、差別になることがあります。

差別という言葉、言葉ばかり気にする人がいます。無駄なことです。

差別は、それぞれの心にあるのです。言葉は、その人のもつ差別心を写し出す鏡にしか過ぎません。言葉づかいを気にするのではなく、まず、「人権とは何か」を考えることが大切です。

もちろん、日常生活で使つてはいけない言葉もあります。でも、それは、言われた人の立場に立って考えれば、勉強しなくても分かることです。

国民年金だより

任意加入被保険者の方の 保険料納付は口座振替が便利です



国民年金の被保険者期間は20歳から満60歳までですが、60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間（25年）を満たしていない場合や、40年より納付済期間が少ないため老齢基礎年金を満額受給できない場合であつて、厚生年金・共済年金に加入していないときは、60歳以降でも申出により任意で加入して保険料を納めることができる任意加入制度があります。

この申出については、月々の保険料を確実かつ円滑に納付いただくため、原則、口座振替をお申し込みいただくようになります。

なお、正当な事由がある場合には、現金で納付することもできます。

〈口座振替によらない正当な事由とは〉

- ① 預金口座を有していない場合
- ② 資格を喪失するまでの期間の保険料を前納する場合
 （加入する年度内に納付月数が40年を迎えて任意加入期間が終了する方など）
- ③ その他①、②に準ずる事由により口座振替によらない正当な事由があると認められる場合

■ お問い合わせ先 住民福祉課住民係 Tel.62-1111（内線134）